

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化する経営環境の中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、企業価値を向上させ、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の極めて重要な課題の一つと認識しております。また、更なる事業拡大のためには株主、顧客、仕入先、従業員、地域社会、及び当社を取り巻くより広範囲な社会への情報開示、相互での信頼関係構築が必要と認識しており、企業価値の向上を目指す上で法令遵守、企業としての社会的責任の重要性を認識し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、経営の効率化を推進し、高収益体質を構築することが重要であると考えております。情報開示につきましては、自主的な情報発信に努めることによって、透明性の高い経営を実践してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カービュー	433,000	19.22
株式会社インディゴベース	340,000	15.09
株式会社SKコーポレーション	129,000	5.73
奥岡 征彦	119,200	5.29
近藤 智司	100,200	4.45
谷口 政人	86,000	3.82
株式会社新東通信	66,600	2.96
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	40,000	1.78
株式会社エフケイ	40,000	1.78
シナノベンチャーレーシング合同会社	40,000	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ、名古屋 第二部
-------------	-------------------

決算期	3 月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山 浩一	他の会社の出身者											
鬼頭 耕平	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 浩一	○	——	長年に渡る保険業界での経験と広い見識を有しており、経営に関する助言等の役割を期待し、社外取締役に選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。
鬼頭 耕平	○	——	公認会計士として財務及び会計に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役に選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査、会計監査の3つを基本としております。
 監査役と内部監査室は、内部監査室が監査役に対して監査計画や監査結果の報告を行うとともに、必要に応じて共同で往査を実施する等、常に連携を図っております。
 内部監査室と会計監査人は、会計監査結果や内部監査結果について、適宜情報共有する等連携を深めております。
 監査役と会計監査人は、定期的な会合の機会をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。
 また、内部監査室主催で監査役、会計監査人と三様監査を四半期に一度実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有や、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。
 以上の連携により、継続的に意見及び情報交換を行行情報共有することで、監査の有効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中山 敦彦	他の会社の出身者													
杉山 賢一	他の会社の出身者													
山田 亮治	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

中山 敦彦	○	——	長きにわたる金融機関での経験及び社会保険労務士等の士業経験があり、多様かつ専門的な知見を有していることから、当社の監査において、その職務を適切に遂行できると判断したため社外監査役に選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。
杉山 賢一	○	——	金融機関及びコンサルティング業界での経験や広い見識を有しており、当社の監査における実践的、多角的な視点からの助言、監督を期待し、社外監査役に選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。
山田 亮治	○	——	弁護士としての専門知識を有しており、当社経営の透明性、公平性、適正性に関して専門的な見地からの監督、助言、提言を期待し、社外監査役に選任しております。 また、一般株主との間に利益相反が生じるおそれではなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

上記の付与対象者に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円 以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2005年1月27日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を3億円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同株主総会終結時の取締役の員数は8名。)、監査役年間報酬総額の上限を30百万円(同株主総会終結時の監査役の員数は2名。)としております。
取締役の報酬額につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の役職及び役割を踏まえ、会社の業績及び担当

業務における貢献・実績に基づき、取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の資料は、原則として取締役管理本部長より事前配布され、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、非常勤の監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査の状況等の情報を共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a)取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長谷口政人が議長を務め、近藤智司、渡邊暁、奥岡征彦、岩館徹、杉山浩一(社外取締役)、鬼頭耕平(社外取締役)の7名の取締役で構成されており、会社運営方針、経営戦略、重要事案等の事項について、社外取締役出席のもと審議及び意思決定を行っております。

原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

(b)監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役である中山敦彦(社外監査役)が議長を務め、杉山賢一(社外監査役)、山田亮治(社外監査役)の3名の監査役(中山敦彦を除く2名は非常勤監査役)で構成されており、原則月1回の監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催して監査計画の策定、監査実施状況や監査結果等の情報の共有を図っております。

監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内的重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営への監視機能を果たしております。

(c)経営会議

当社は、会社の重要な経営方針等を協議する会議体である経営会議を設置し、定例で月1回開催しております。本会議は、代表取締役社長谷口政人が議長を務め、取締役である近藤智司、渡邊暁、奥岡征彦、岩館徹、執行役員である西村貴志、安藤弘道の7名で構成されるほか、その他審議事項において必要と認められた部室長を出席者としております。

(d)コンプラ・リスク委員会

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理及びコンプライアンス推進に関する協議・決議を行う場として、原則として四半期ごとの定例コンプラ・リスク委員会及び必要に応じて臨時コンプラ・リスク委員会を開催しております。本委員会は、代表取締役社長谷口政人が委員長となり、取締役である近藤智司、渡邊暁、奥岡征彦、岩館徹、執行役員である西村貴志、安藤弘道の7名を委員としております。

(e)会計監査人

当社は、PwC あらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、適切な会計監査を受けております。当社と同監査法人との間には、特別な利害関係はありません。

(f)内部監査室

代表取締役社長直轄の内部監査室に人員を2名配置し、「内部監査規程」に基づいて、被監査部門から独立した立場から当社グループの全部門を対象に内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を維持しつつ、社外取締役及び社外監査役による経営の監督機能を充実させることによって経営判断の迅速性・透明性を高める方針をとっております。当社グループの経営規模を勘案し、監査役会設置会社の体制とすることにより、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の日程は、多く株主に出席いただくために、集中日と異なる日程での開催を検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社コーポレートサイト上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに会社説明会を定期的実施することを検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに会社説明会を随時実施する方針であり、証券取引所や証券会社が主催する合同IR説明会への積極的な参加も検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IRサイトを開設し、投資家向けの情報・資料を適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社コーポレートサイト上に掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「テクノロジーで社会の課題を解決する」をミッションとしており、企業活動に邁進することが、社会の持続的発展に貢献するCSR活動であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「ディスクロージャーポリシー」として明文化し、適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるよう努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、経営理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達、及び業務遂行のモニタリングを適法かつ効率的に執行する体制として、下記の「内部統制システムに関する基本方針」に従い、構築されたものであります。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社グループは、法令・定款・規程・企業倫理を遵守した行動をとるために「経営理念」を定めている。加えてその徹底を図るため、「コンプラ・リスク委員会」を設置し、適切な対応に努める。
 - ii 当社グループは、内部通報制度の導入によって、当社及び関係会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築する。
 - iii 当社グループは、内部監査室を設置し、監査役とも連携し、当社及び関係会社等に対する内部監査を独立の立場で実施する。また、随時、問題点や今後の課題等を社長に報告する体制を整備する。
 - iv 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。
2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 当社グループは、「文書管理規程」等に則り、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して保存及び管理する。
 - ii 取締役及び監査役、内部監査室は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができる。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社は、「リスク管理規程」等に則り、当社及び関係会社等のリスク管理活動を統括する機関として、「コンプラ・リスク委員会」を設置する。
 - ii 「コンプラ・リスク委員会」は、当社及び関係会社等のリスク管理の状況を検証するとともに、新たなリスク管理の判明等の状況に応じてリスク管理の見直しを行う。また、これらの活動は定期的に取締役会等に報告する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については、事前に経営会議等で方針の審議をする。
 - ii 当社は、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則り、所属長がその責任範囲と権限において、取締役会の決定に基づく業務執行を行う。
5. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i 当社グループは、「関係会社管理規程」等に則り、関係会社における経営上の重要な決定事項は当社の取締役会において報告・決議する。
 - ii 当社グループは、当社から取締役または使用人を派遣し、関係会社の取締役として、業務の適正性の確保及び指導にあたる。
 - iii 当社は、当社及び関係会社における内部統制の構築を行い、内部統制に関する協議、情報の共有等が効率的に行われる体制を構築する。
 - iv 内部監査室は、当社及び関係会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i 当社は、監査役を補助すべき使用人を、内部監査室に所属する使用人とする。監査役は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。
 - ii 取締役及び総務部は、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。
7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告する。
 - ii 当社グループの取締役及び使用人は、公益通報者保護法に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 監査役は社長とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。また、各種会議への監査役の出席を確保する等、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。
 - ii 監査役の職務執行について生じる費用については会社が負担する。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力対応規程において、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対する基本方針を以下の通り定めております。

- ・当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの要求には応じない。
- ・反社会的勢力からの要求に対し、当社は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、応じないものとする。
- ・当社グループは、平常より、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な関係を構築する。
- ・当社グループは、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する従業員等の安全を確保する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 社内規程の整備の状況

当社は、上記方針のもと、反社会的勢力排除に向けて、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力対応マニュアル、反社会的勢力調査マニュアルを制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

② 管轄部署

当社は、全社的な反社会的勢力に対する排除体制構築の管轄部署を総務部と定めております。総務部は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積、社内体制の整備、研修活動の実施、外部専門機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援しております。

③ 反社会的勢力の排除方法

a. 新規取引先について

反社会的勢力調査マニュアルに基づき、調査ツールである日経テレコン等を使用して反社会的勢力との関係の有無を調査しております。また、契約締結に際しては、互いに反社会的勢力ではない旨の表明条項及び関係を持った場合の即時の解約等の対応について明記することとしております。

b. 既存取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、年に一度、調査・確認を実施しております。

c. 株主について

第三者割当等、当社の意思を反映し得る場合は事前に調査を行い、反社会的勢力を排除することとしております。また、上場後においても、一定の範囲の大株主等を調査対象とし注意を払ってまいります。

d. 役員について

社外取締役及び社外監査役を含めて、取締役及び監査役の候補者とする場合においては事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。

e. 従業員について

従業員については、採用にあたって一定の注意を払うと共に、内定前に調査を行っております。

④ 外部の専門機関との連携状況

当社は、必要に応じて警察等の外部の専門機関に連絡及び相談等を行い、情報の収集や緊急時の対応のため、総務部を管轄部署として連携体制を構築しております。

⑤ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、管轄部署である総務部に反社会的勢力に関する情報を収集し、情報の収集・管理を一元化しております。

⑥ 研修活動の実施状況

当社は、必要に応じて役員及び従業員に対してコンプライアンスや法令等に関する研修を実施し、反社会的勢力の排除に向けた体制整備を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

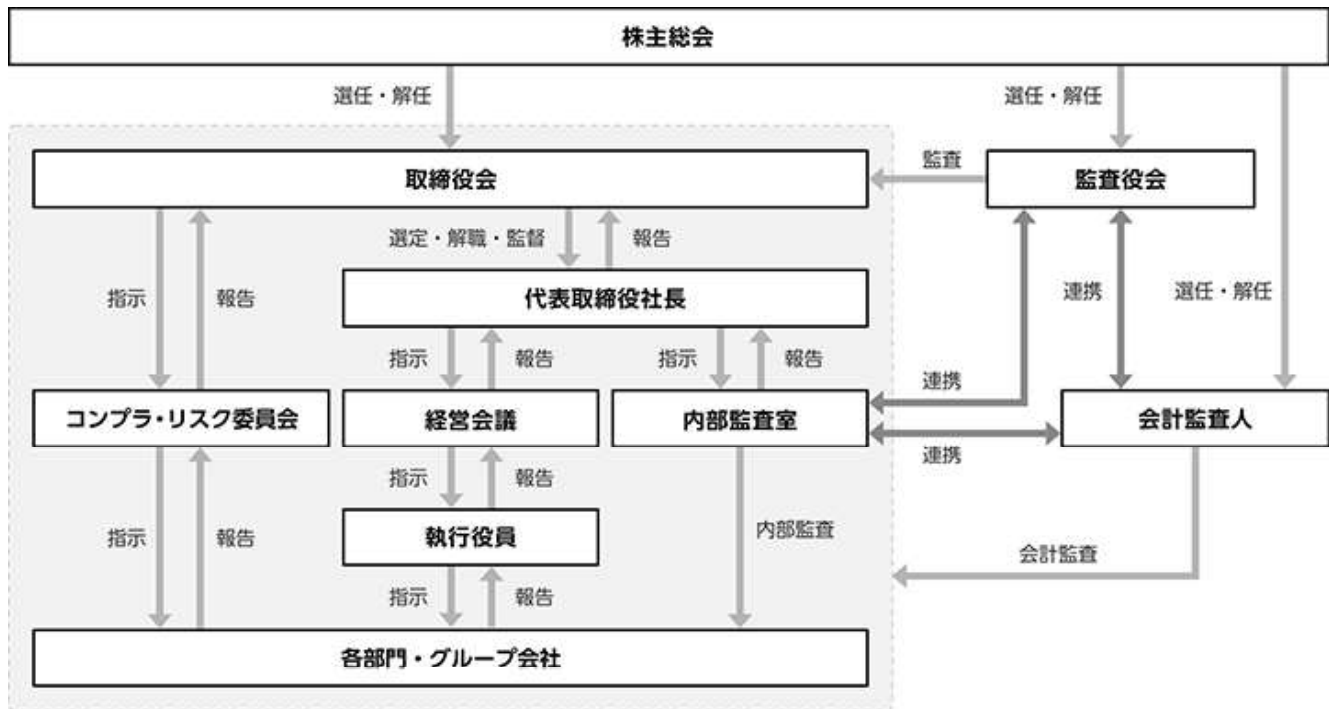
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

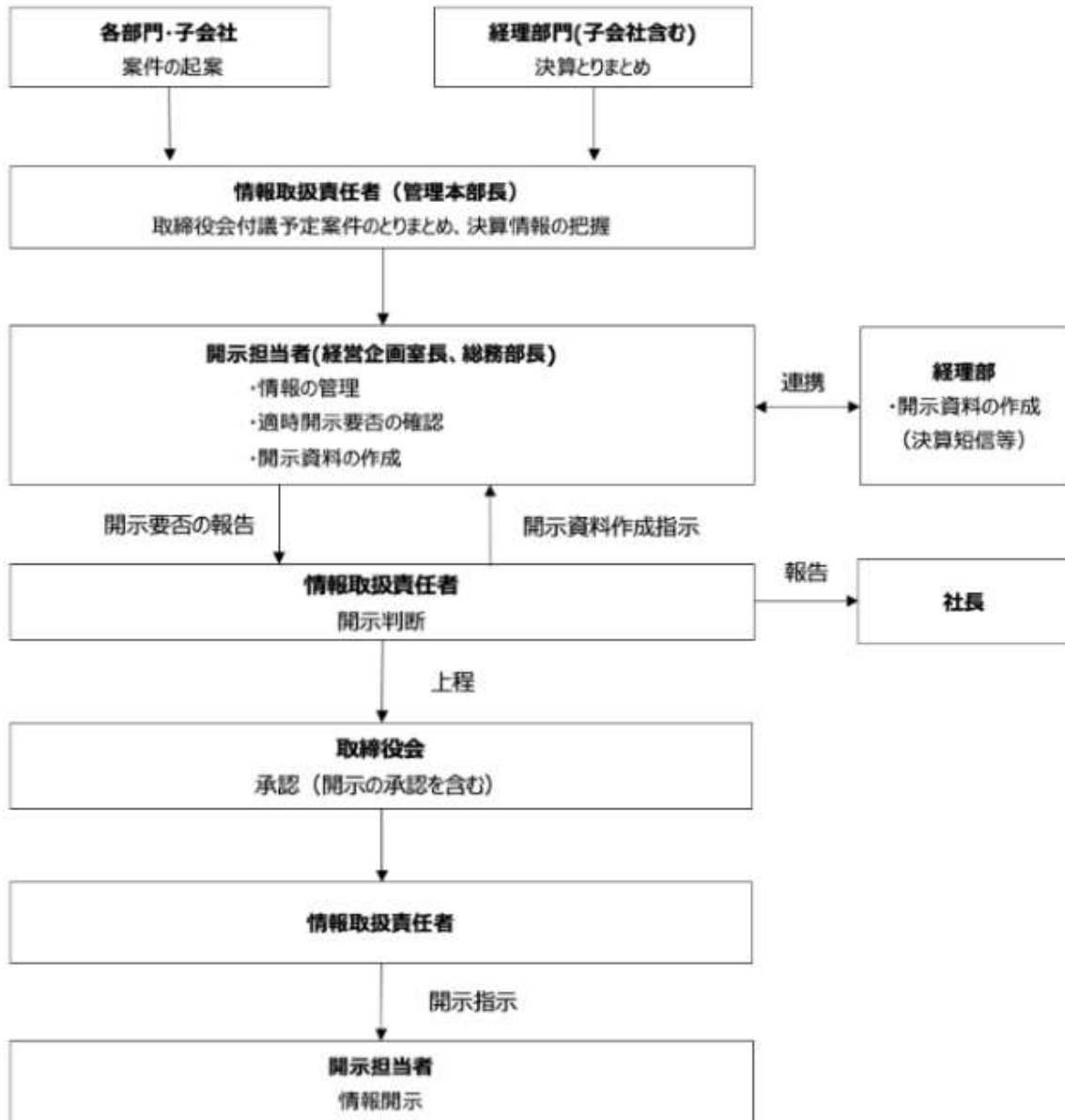
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付致します。



【決定事実に関する情報】

【決算に関する情報】



【発生事実に関する情報】

